

様式第 12 の 8 (第 2 条の 2 関係)

大規模休廃止報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所	
小売電気事業者名及び登録番号	
登録特定送配電事業者名及び登録番号	
連絡先担当者氏名	
電 話 番 号	
電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

電気関係報告規則第 2 条の 2 第 1 項の表第 2 号の規定に基づき、小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始するので提出します。

(需要家に周知する内容)

1 . 供 給 を 停 止 す る 年 月 日	
2 . 休止しようとする場合にあっては、その期間	
3 . 休 廃 止 を 行 う 理 由	
4 . 苦 情 や 問 い 合 わ せ の 連 絡 先	
5 . 最 終 保 障 供 給 等 の 提 供 事 業 者	

(休止し、又は廃止しようとする小売電気事業等の状況)

休止し、又は廃止しようとする小売電気事業等の小売供給契約数、販売電力量、供給区域			
	低 圧 契 約	高 圧 契 約	特別高圧契約
小 売 供 給 契 約 数			
販 売 電 力 量 (10 ³ kWh)			
供 給 区 域			

(その他参考となるべき事項)

-
- 備考 1 最終保障供給等とは、最終保障供給、特定小売供給及び解約等を申し入れる者と約するところにより行う解約等の申出をされた需要家に対する小売供給をいう。
- 2 小売電気事業等とは、小売電気事業及び小売供給をいう。
- 3 低圧契約とは低圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、高圧契約は高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、特別高圧契約は特別高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。
- 4 販売電力量は、休廃止の周知を開始する日の属する月の前々月の販売電力量をいう。
- 5 供給区域については、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。